

山梨県屋外広告物安全点検指針

平成31年4月

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 景観づくり推進室

目 次

1 趣旨	1
2 適用の範囲	1
3 点検の実施	2
(1) 点検の時期及び方法	2
(2) 点検者の資格	2
(3) 点検箇所・点検項目	3
(4) 危害防止等の措置	8
(5) 点検結果の作成	8
(6) 点検結果の保存	8
(7) 点検結果の報告	8
広告物等安全点検報告書	9
4 点検時の留意点等	13
(1) 看板の点検箇所及び点検項目	13
(2) 点検時の留意点	16
5 参考資料	17

1 趣旨

本指針は、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号。以下「条例」という。）第13条の2の規定に基づき、屋外広告物またはこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）を設置し、または管理する者による安全性の点検に関し、必要な基本的事項を定め、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

2 適用の範囲

本指針は、すべての広告物等を対象とする。ただし、山梨県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第15条の3第6項に規定する広告物等は除く。

○規則第15条の3第6項に規定する広告物等とは

- ・貼紙
- ・貼札
- ・広告の用に供する旗（のぼり旗など）
- ・立看板（A型看板など）
- ・車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
- ・その他上記に定める広告物等に類するもの

3 点検の実施

広告物等の設置者または管理者は、次に掲げるところにより点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならない。

(1) 点検の時期及び方法

点検時期は、堅ろうな広告物等は3年以内、その他の広告物等は2年以内、許可を必要とする広告物等は許可の有効期間内ごととする。この期間内であればいつ点検を行ってもよく、このため他の点検（特殊建築物定期調査報告等）と併せて行うことが容易となっている。

点検方法は、目視、打診等を基本とする。

劣化等が起こりやすい箇所については、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）などを参照すること。

(2) 点検者の資格

広告物等の設置者または管理者は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等の点検を行うときは、次に掲げる資格を有する者に行わせなければならない。

- 屋外廣告士
- 建築士
- 山梨県が行う屋外廣告物講習会修了者
- 他の地方公共団体が行う屋外廣告物講習会修了者
- 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者（いずれも廣告美術科に係るものに限る）、技能検定合格者（廣告美術仕上げに係るものに限る）
- 知事が、上記に掲げる者と同等以上の知識を有する者として定める者（※）

※知事が、上記に掲げる者と同等以上の知識を有する者として定める者は次のとおりとする。

- ・一般社団法人日本屋外廣告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する「屋外廣告物点検技能講習会」修了者

(3) 点検箇所・点検項目

点検は、広告物等の箇所の区分に応じ、次に掲げる点検項目について行うものとする。なお、各部の名称については、「4 点検時の留意点等（1）看板の点検箇所及び点検項目」を参照すること。

〈点検箇所〉 基礎部分・上部構造

（点検項目）

- ・上部構造全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜またはぐらついていないか。

- ・基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱の傾斜、ぐらつき



基礎にひび割れや、支柱と根巻きとの隙間がないか。

- ・鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化



支柱、ベースプレート、アンカー等にさびが発生または腐食が進行していないか。

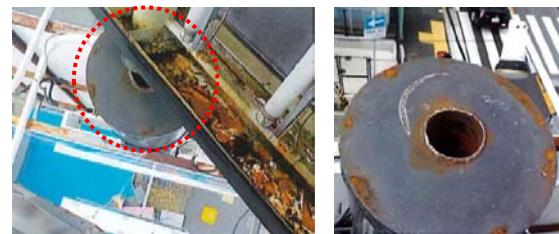
〈点検箇所〉 支持部

(点検項目)

- 接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間

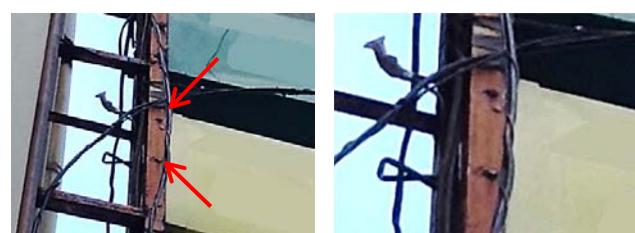


接合部（溶接部）が腐食等していないか。



接合部（プレート）が腐食等していないか。

- 接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み及び欠落



接合部のボルト等の緩みや欠落がないか。

〈点検箇所〉 取付部

(点検項目)

- ・アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形



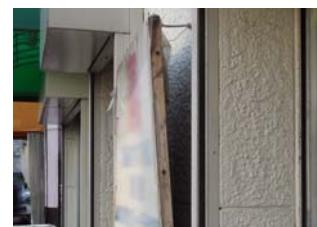
アンカーボルトや取付部プレートが腐食または変形していないか。

- ・溶接部の劣化、充填剤（コーキング）の劣化等



溶接部やコーキングが腐食または劣化していないか。

- ・柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常



柱や壁、スラブ等にひび割れや隙間等の異常がないか。

〈点検箇所〉 広告板

(点検項目)

- ・表示面板、切り文字（※）等の汚染、変色及びはく離

※ シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等



表示面が汚染や変色、はく離していないか。

- ・表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落



表示面板が腐食、変形等していないか。

- ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損



表示面板押さえが腐食、破損等していないか。

- ・広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり



広告板底部が腐食していないか。



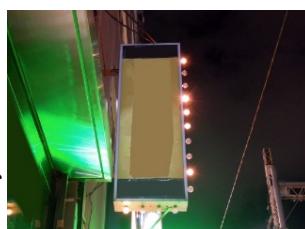
水抜き孔が詰まっているか。

〈点検箇所〉 照明装置

(点検項目)

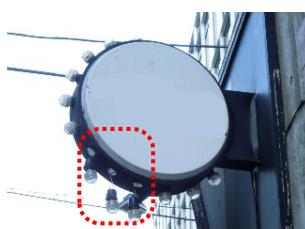
- ・照明装置の不点灯、不発光 (※)
及び接続不良

※ 電球がつかない状態を不点灯、
蛍光灯やネオンがつかない状
態を不発光という。



照明装置の不点灯や不発光がないか。

- ・照明装置の取付部の腐食、破損及
び変形並びに浸水



照明装置の取付部が破損等していないか。

- ・周辺機器（※）の劣化及び破損

※ 分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等



変圧器（トランス）や配線が劣化、破損していないか。

〈点検箇所〉附属部材等

（点検項目）

- ・附属部材（※）の腐食及び破損

※ 装飾、振れ止め棒、鳥除け、
その他附属品



振れ止め棒等が変形していないか。



附属部材が破損していないか。

- ・避雷針等の腐食及び破損

- ・その他点検した事項

(4) 危害防止等の措置

広告物等の設置者または管理者は、点検の結果、広告物等に異常が認められたときは、状態に応じ補修、改修及び撤去その他必要な措置を直ちに講じること。

また、異常の内容及び行った補修等の概要を点検結果に記載すること。

詳細な点検が必要な場合は、「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか）などを参考とすること。

(5) 点検結果の作成

点検を行った者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成すること。

- ・点検を行った者の氏名・住所・電話番号
- ・点検を行った者の資格名称
(上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等に限る。)
- ・点検を行った日
- ・広告物等の種類、設置場所及び設置日
- ・点検箇所、点検項目及び異常の有無
- ・異常の内容及び行った補修等の概要（異常が確認された場合に限る。）
- ・点検後の広告物等の全景写真（異常が確認された場合は、必要な補修等を行った後の全景写真）

(6) 点検結果の保存

広告物等の設置者または管理者は、(5)の点検結果等を記載した書類を、新たに点検を行うまでの間または広告物等を除去するまでの間、保存しなければならない。

(7) 点検結果の報告

許可の有効期間の更新の申請をしようとする者は、規則第5号様式の3「広告物等安全点検報告書」により、点検の結果を報告しなければならない。様式及び記載例を次に示す。

第5号様式の3（第15条の3関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

報告者 住所 印
氏名
電話

（法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

広告物等安全点検報告書

山梨県屋外広告物条例第13条の2第3項の規定に基づき、屋外広告物の点検結果を
次のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

- (1) 種類
(2) 設置場所
(3) 設置年月日 年　月　日
(4) 点検年月日 年　月　日

2 点検結果

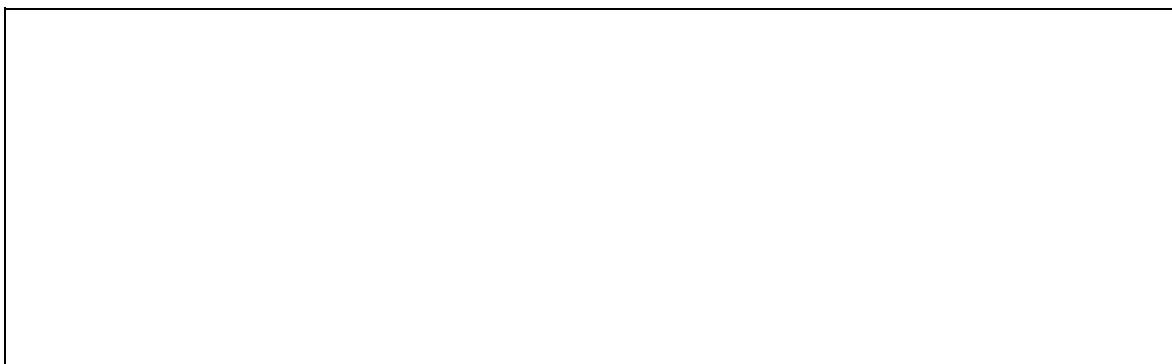
点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の内容	行った補修等の概要
基礎部分 及び上部構造	1 上部構造全体の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
支持部	1 接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 溶接部の劣化、充填剤（コーティング）の劣化等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
広告板	1 表示面板等の汚染、変色及び剥離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	2 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	4 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 周辺機器の劣化及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
附属部材等	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他附属品）の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 避雷針等の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 その他点検した事項 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

注

- 1 点検項目ごとに異常の有無を選択し、異常を確認した場合は異常の内容を「異常の内容」欄に記入し、行った補修等の措置の内容を「行った補修等の概要」の欄に記入すること。
- 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「行った補修等の概要」の欄に斜線を引くこと。

3 点検後又は必要な補修等を行った後の写真



注 写真は広告物等の全体が収まるものとすること。

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

点検者	住所
氏名	印
電話	
資格	

(資格の欄は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等を設置している場合に記入すること。)

平成31年 9月 10日

山梨県知事

殿

報告者 住所 **山梨県○市 111-1**氏名 **山梨 太郎** 印電話 **000-000-0000**(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

広告物等安全点検報告書

山梨県屋外広告物条例第13条の2第3項の規定に基づき、屋外広告物の点検結果を
次のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

- (1) 種類 **壁面・建植**
 (2) 設置場所 **山梨県○市 111-1**
 (3) 設置年月日 **平成29年 10月 1日**
 (4) 点検年月日 **平成31年 8月 1日**

2 点検結果

点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の内容	行った補修等の概要
基礎部分 及び上部構造	1 上部構造全体の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
支持部	1 接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(建植) 接合部のさ び	さび止め塗装
	2 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 溶接部の劣化、充填剤（コーティング）の劣化等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
広告板	1 表示面板等の汚染、変色及び剥離	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(壁面) 表示面の変 色	表示面の塗装

	2 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(壁面)側板の変形	側板の取り替え
	4 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 周辺機器の劣化及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
附属部材等	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他附属品）の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 避雷針等の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 その他点検した事項 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

注

- 1 点検項目ごとに異常の有無を選択し、異常を確認した場合は異常の内容を「異常の内容」欄に記入し、行った補修等の措置の内容を「行った補修等の概要」の欄に記入すること。
- 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「行った補修等の概要」の欄に斜線を引くこと。

3 点検後又は必要な補修等を行った後の写真



注 写真は広告物等の全体が収まるものとすること。

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

点検者 住所 **山梨県△市 111-1**
 氏名 **景観 次郎** 印
 電話 **000-000-0001**
 資格 **屋外廣告士**

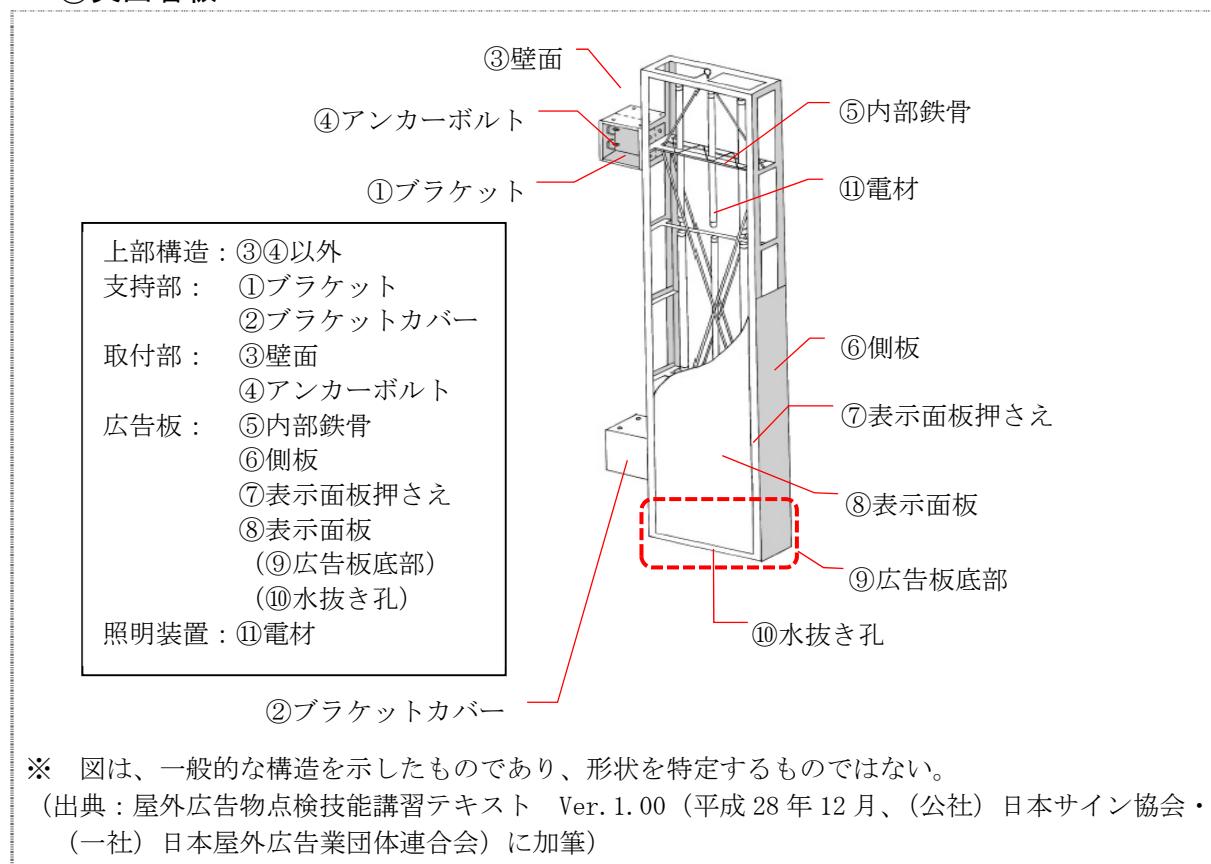
(資格の欄は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等を設置している場合に記入すること。)

4 点検時の留意点等

点検を行う際の重要な確認箇所や留意すべき点について、代表的な看板の種類を例に以下に示す。

(1) 看板の点検箇所及び点検項目

①突出看板

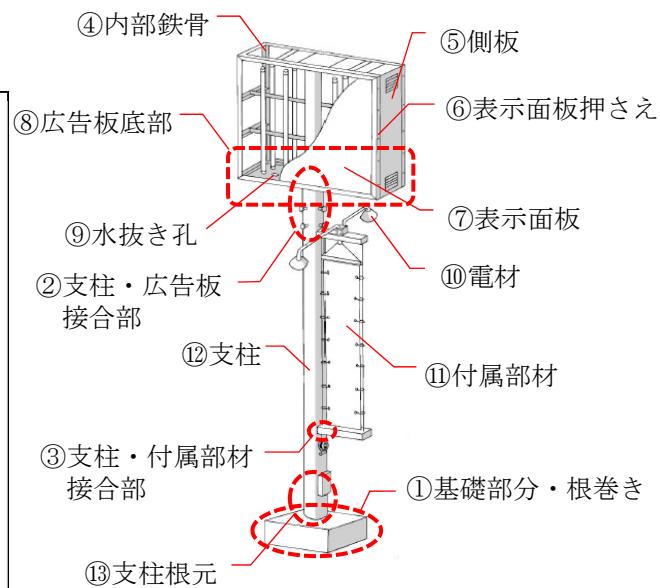


<突出看板の特に重要な確認箇所>



②建植看板・アーチ看板

上部構造：①以外
基礎部：①基礎部分・根巻き
⑬支柱根元
支持部：②支柱・広告板接合部
③支柱・付属部材接合部
⑫支柱
広告板：④内部鉄骨
⑤側板
⑥表示面板押さえ
⑦表示面板
⑧広告板底部
⑨水抜き孔
⑩電材
照明装置：⑪付属部材
その他：⑫支柱

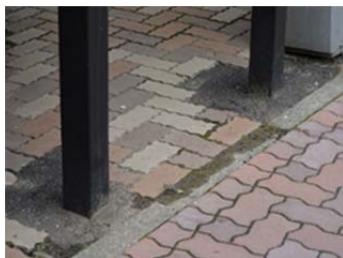


※1 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

※2 アーチ看板は、建植看板を準用する。

(出典：屋外広告物点検技能講習テキスト Ver. 1.00 (平成 28 年 12 月、(公社) 日本サイン協会・
(一社) 日本屋外広告業団体連合会) に加筆)

＜建植看板・アーチ看板の特に重要な確認箇所＞

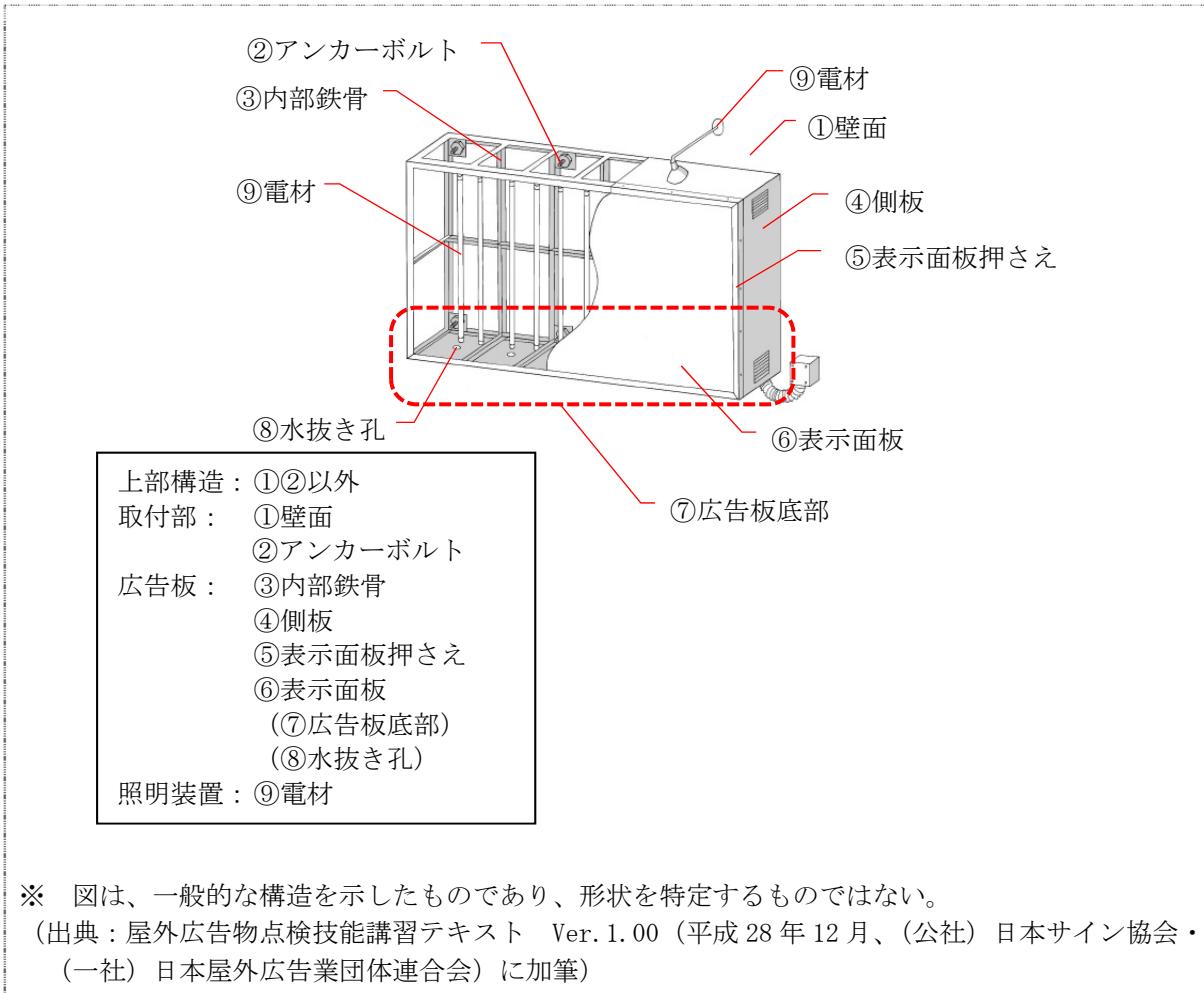


支柱根元



支柱と広告板の接合部

③壁面看板



<壁面看板の特に重要な確認箇所>



(2) 点検時の留意点

- ・外側からブラケット、広告板内部、取付部が確認できない場合には、ブラケットカバーや広告板底部の腐食、壁面のさび等の汚ダレが目安となる。こうした状態が見られる場合には、内部や取付金具等外側から見えない場所で腐食の進行が懸念される。
- ・水抜き孔が詰まっている場合には、さびのはく離が生じる著しい腐食や、広告板内部に水が滯水し、広告板底部の腐食の進行が懸念される。
- ・表示面板の伸縮及び劣化は、アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）が目安となる。
- ・照明の不点灯は、配線不良や漏電等に起因する場合があるため、電気設備の不具合が懸念される。

6. 参考資料

＜屋外広告物のルールについて＞

- 「山梨県屋外広告物条例」「山梨県屋外広告物条例施行規則」
<http://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaitoppu.html>

- 「屋外広告物の手引き」
<http://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaikoukoku/okugaikoukoku/okugaikoukokusecchi.html>

＜劣化等しやすい箇所について＞

- 「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成29年7月）」
国土交通省都市局公園緑地・景観課
http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

＜詳細な点検方法等について＞

- 「屋外広告物点検基準（案）（平成28年11月30日）」
一般社団法人日本屋外広告業団体連合会
公益社団法人日本サイン協会
一般社団法人サインの森
<http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/renkei.html>

- 「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」
屋外広告物適正化推進委員会
<http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/renkei.html>

備考

本指針は、平成31年4月1日から運用するものとする。